ること。

(8) 言語能力の向上を図る観点から，外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り，指導の効果を高めるようにすること。

(9) 障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(10) 第１章総則の第１の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容について，国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔知識及び技能〕に示す事項については，次のとおり取り扱うこと。

ア 日常の言語活動を振り返ることなどを通して，児童が，実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。

イ 表現したり理解したりするために必要な文字や語句については，辞書や事典を利用して調べる活動を取り入れるなど，調べる習慣が身に付くようにすること。

ウ 第３学年におけるローマ字の指導に当たっては，第５章総合的な学習の時間の第３の２の(3)に示す，コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し，児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること。

エ 漢字の指導については，第２の内容に定めるほか，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 学年ごとに配当されている漢字は，児童の学習負担に配慮しつつ，必要に応じて，当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。

(ｲ) 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字については，振り仮名を付けるなど，児童の学習負担に配慮しつつ提示することができること。

(ｳ) 他教科等の学習において必要となる漢字については，当該教科等



と関連付けて指導するなど，その確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。

(ｴ) 漢字の指導においては，学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。

オ 各学年の(3)のア及びイに関する指導については，各学年で行い，古典に親しめるよう配慮すること。

カ 書写の指導については，第２の内容に定めるほか，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 文字を正しく整えて書くことができるようにするとともに，書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

(ｲ) 硬筆を使用する書写の指導は各学年で行うこと。

(ｳ) 毛筆を使用する書写の指導は第３学年以上の各学年で行い，各学年年間30単位時間程度を配当するとともに，毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導すること。

(ｴ) 第１学年及び第２学年の(3)のウの(ｲ)の指導については，適切に運筆する能力の向上につながるよう，指導を工夫すること。

(2) 第２の内容の指導に当たっては，児童がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして，指導の効果を高めるよう工夫すること。

(3) 第２の内容の指導に当たっては，学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際，本などの種類や配置，探し方について指導するなど，児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお，児童が読む図書については，人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。

3 教材については，次の事項に留意するものとする。

(1) 教材は，第２の各学年の目標及び内容に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし，児童の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また，第２の各学年の内容の〔思考力，判断力，表現力等〕の「Ａ話すこと・聞くこと」，「Ｂ書くこと」及び「Ｃ読むこ